

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 09 - 01

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	01	防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
主担当局	危機管理安全局				

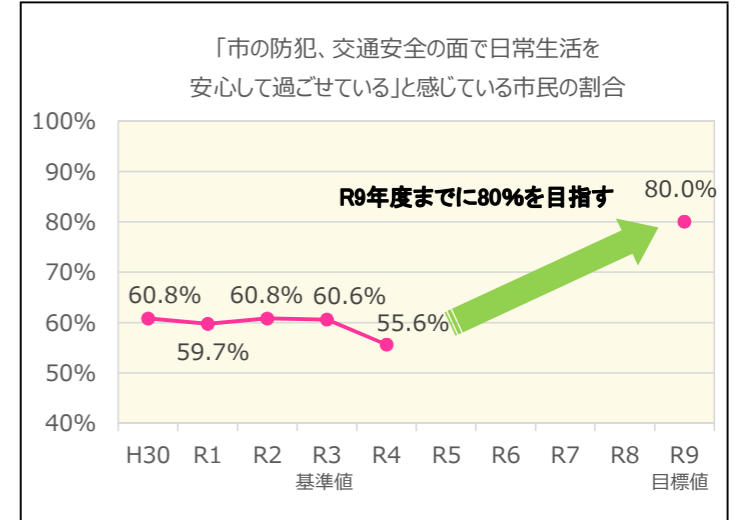
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
		数値	単位	数値	単位	H30	R1	R2	R3	R4
A 「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	↑	60.6	%	80.0		60.8	59.7	60.8	60.6	55.6
B 市内の刑法犯認知件数	↓	3,837	件	2,817		5,734	5,097	4,384	3,837	4,362 (速報値)
C 市内の特殊詐欺認知件数	↓	102	件	72		121	48	93	102	113
D 市内の自転車関連事故認知件数	↓	549	件	265		924	785	512	549	485
E 市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	82.6	%	90.0		86.0	86.5	89.3	82.6	81.0

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	町会灯電気代支援事業の実施(町会灯助成事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	町会灯のLED化更新工事への助成(町会灯助成事業)
2	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業)
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	街頭犯罪防止等事業(防犯カメラ更新設置補助事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)	
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】	<p>(目的) 犯罪種別に応じた戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。</p> <p>(成果) ①暴力団組事務所使用差止等の取組によって、市内において複数あった暴力団組事務所が令和4年9月に無くなった。(目標指標A)</p> <p>②新型コロナウイルス感染防止の行動制限が緩和される中、全国的に刑法犯認知件数が増加傾向となり、本市でも特に自転車盗難認知件数が前年比276件増加し、1,280件となった。このため、令和4年8月から啓発チラシのポスティングや防犯パトロールを実施し、令和5年1月からは新たに自転車盗難が多発している駅周辺駐輪場等で、メッセージタグを用いた夜間巡回啓発パトロールを実施した。(目標指標B)</p> <p>③特殊詐欺対策として、県自動通話録音電話機普及促進事業を活用し、満65歳以上の高齢者を対象に補助事業を実施した(601人)。また、警察や協力金融機関等と実施しているATM前警戒パトロールなどの取組では、計10件の被害を防いだ。(目標指標B・C)</p> <p>④町会灯LED化助成については、市内の全町会である約600町会に対してお知らせの郵送、市報・ホームページへの掲載により周知し、79町会・367灯への補助を行った。また町会からの要望が多かった電気代の支援について、令和5年度の実施に向けて制度の構築を図った。</p> <p>⑤組事務所が全てなくなった際には、市単独で記者会見を実施し、市民の体感治安向上につながるよう情報発信を行った。(目標指標A)</p> <p>(課題) ①特定抗争指定暴力団の警戒区域の指定は解除されておらず、引き続き暴力団の動きを警戒する必要がある。また、警戒区域の指定が解除されたとしても、将来にわたる安全・安心を確保するため、より抑止効果の高い取組が必要である。</p> <p>②前年比で増加している自転車盗難については、未施錠車の被害が多いため、施錠率を上げ被害を抑制する取組が必要である。</p> <p>③特殊詐欺認知件数は依然として増加傾向にあり、被害の約7割が固定電話を介していることから、固定電話への詐欺対策が必要である。</p> <p>④電気代支援に伴う電気事業者への支払い事務は、町会による毎年の処理が必要となり、事務を軽減できる手法を検討する必要がある。</p> <p>⑤従前の取組に加え、目標指標Aに対して不安を感じている方の属性分析等を行った上、目標指標Aに掲げる割合の改善に向けた取組を行い、市民の防犯意識や体感治安の向上を図る必要がある。</p>
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】	<p>(目的) 警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。</p> <p>(成果) ⑥事故データ分析等に基づく事故防止対策の結果、自転車事故は485件と過去最少となった。また、事故対策重点地区である「水堂小学校区」では市職員による指導等を実施し、前年の22件から9件となり、41小学校区で最も減少数が多い地区となった。(目標指標A・D)</p> <p>⑦第11次交通安全計画上の目標である交通事故死者数8人以下を達成した。(目標指標A・D)</p> <p>⑧令和5年4月1日より年齢を問わず努力義務とされる自転車乗用中のヘルメットの着用について、警察と連携し、高校生や地域とも協力しながら、ヘルメットを着用して自転車レーン上を走行するといった市民の関心を高めるような手法で周知啓発パレードを行った。(目標指標A)</p> <p>⑨令和3年度に各学校から要望を受け、路面標示や防護柵などの対策が必要と判定した55件のうち、地先との調整が難航している4件を除く51件の対策が完了した。また令和4年度も各学校から要望を受け、対策が必要な箇所の洗い出しを行った。</p> <p>(課題) ⑥かつてないほど自転車関連事故が減少していることから、事故が増加しないよう事故防止を目的とした継続した取組が必要である。</p> <p>⑧自転車乗用中のヘルメット着用は努力義務であるが、着用の推進を啓発していく必要がある。</p> <p>⑨要望に基づく対策予定箇所、地先との調整に時間を要する箇所が増えつつあるが、交通安全対策を継続的に行う必要がある。</p>
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】	<p>(目的) 高齢者や成年年齢が引き下げられた若年者などの消費者被害に遭いやすい市民に対する消費者トラブルの増加や、更なるデジタル化の進展によるサービスの多様化に伴い新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に迅速に対応する。</p> <p>(成果) ⑩来訪、電話、FAX等に限定されていた消費者からの相談について、受付フォームを設置することで、相談しやすい体制を整えた。</p> <p>⑪年代に関わらず定期購入などインターネットを介した取引に伴う相談の多さ(全体の3割程度)や、SNSを契機としたもくげ話などの被害が目立つ中、相談者へ必要な助言(全体の9割)や事業者との交渉等によりトラブルを解決するためあっせん(全体の1割)を行った。(目標指標E)</p> <p>⑫成年年齢が引き下げられた若年者などが賢い消費者になれるよう、市内企業新規採用者向けの巡回講座、市内小中高校と連携した啓発活動、教職員向けセミナー、市民まつり、成人式等での啓発活動を実施し、様々な機会を通じて消費者啓発に取り組んだ。(目標指標E)</p> <p>(課題) ⑩デジタル化が進む中、高齢者等には対面や電話などによる相談対応や啓発を実施するなど配慮していく必要がある。</p> <p>⑪デジタル化の進展に伴い消費者問題が多様化・複雑化するなか、これに対応した相談の質の向上を図っていく必要がある。</p>
【旧かんなみ新地に係る取組について】	<p>(目的) 当該地域を通路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。</p> <p>(成果) ⑬土地建物の買取りについては、権利者への説明会や訪問による意向調査・交渉を行い約8割の権利者から同意を得ることができた。</p> <p>⑭警察等との連携により定時パトロールなどを実施し、新規許可申請のあった飲食店に対し認可調査や消防法に基づく立入検査を行った。</p> <p>⑮旧かんなみ新地で働く事業者や従業員の生活支援対策として、権利者への個別説明会の際に相談窓口を設置した。また、支援を必要としている困難を抱えた関係者等が適切な支援を受けられるよう、関係窓口間で支援制度の情報共有を行うなど支援体制を整えた。</p> <p>(課題) ⑬同意が得られていない権利者に対して、引き続き粘り強く交渉を行う必要がある。</p> <p>⑭当該地域の買取りを進める中、建物解体までの間、空き家状態の長期化による治安面の懸念に対し、引き続き警戒する必要がある。</p>

令和5年度の取組

【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】	<p>①弁護士や関係団体等で構成する有識者会議を設置し、市の暴力団排除の取組について意見を聴取し、市暴力団排除条例の改正も視野に入れ、実効性のある暴力団排除の取組を検討・実施していく。</p> <p>②自転車盗難の未然防止及び施錠促進を図るため、盗難が発生しやすい夕方以降に、駅周辺の集合住宅等の駐輪場で、未施錠自転車に犯人及び持ち主の双方に向けたメッセージタグを貼るなどの自転車盗難警戒パトロールを実施する。</p> <p>③特殊詐欺対策として、前年度に引き続き県事業を活用し、着信時の警告や自動録音機能を有する電話機等の購入補助事業(400台)を実施する。</p> <p>④引き続き町会灯のLED化助成を進めるとともに、新たに電気代の支援を実施することで、町会の負担を軽減し地域の防犯性向上に資する取組を行う。また、電気代の支援にあたっては、電気事業者と協議を行ったうえで、町会の事務を軽減できる手法を検討する。</p> <p>⑤目標指標Aに対して不安を感じている方の分析を進める中で、体感治安向上に向け、市民意識調査で不安を感じている年齢層をターゲットにポジティブな情報を伝えるなど、手法を変えた情報発信に取り組む。</p>
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】	<p>⑥引き続き、事故データの分析を行うとともに、戦略的に自転車の事故防止対策に取り組む。また、令和5年は二つの小学校区を重点地区に定め、これまでより対策エリアを広げて事故防止対策に取り組んでいく。</p> <p>⑦引き続き、交通安全計画に沿った事業の実施を推進していく。</p> <p>⑧ヘルメットの着用により致死率が下がることから、自転車交通安全教室などのあらゆる機会を通じて、ヘルメット着用の重要性を周知していく。</p> <p>⑨令和4年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所(25件)を着実に実施していく。また、令和3年度分の未実施箇所(4件)についても引き続き調整を行う。</p>
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】	<p>⑩多様化するデジタル的手法と従前からある手法の特性を踏まえ、引き続き消費者のニーズや属性、相談内容に応じた相談手法の検討に取り組む。</p> <p>⑪新たな消費者トラブルへの対応力をより強化するため、日々の情報収集及び研修の機会を捉えた相談員のスキルアップに取り組み、知識及び技術の向上に努める。</p>
【旧かんなみ新地に係る取組について】	<p>⑬旧かんなみ新地の土地・建物の買取りについて、引き続き権利者との交渉を進めるとともに、同意を得られている権利者との売買契約の締結を順次進め、市が取得する区画の部分的な建物解体も視野に入れた取組を進めていく。</p> <p>⑭地域住民が安全・安心して生活できるよう、引き続き警察等の関係機関との密な連携により、パトロールなどを実施する。</p>

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針
<p>・市の防犯・交通安全の面で安心して過ごせている市民の割合が減少した要因について、詳細な分析を進めるとともに、市民から直接意見を聞く機会を設けるなど実態を把握し、改善につなげていく。</p> <p>・市内に二度と暴力団組事務所を作らせないよう、有識者会議での議論も踏まえ、今年度中に条例改正の提案を目指すとともに、その規定に基づく取組を速やかに進められるよう準備する。</p> <p>・自転車関連事故については着実に減少傾向にあり、事故対策重点地区における市職員の指導等を強化することで更なる改善を目指す。</p> <p>・旧かんなみ新地の土地・建物の買取りについては引き続き、権利者と粘り強い交渉を続けるとともに、買い取った部分の当面の利活用に向けて検討を進める。</p>

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 09 - 02

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	02	自転車のまちづくりの推進
主担当局	危機管理安全局				

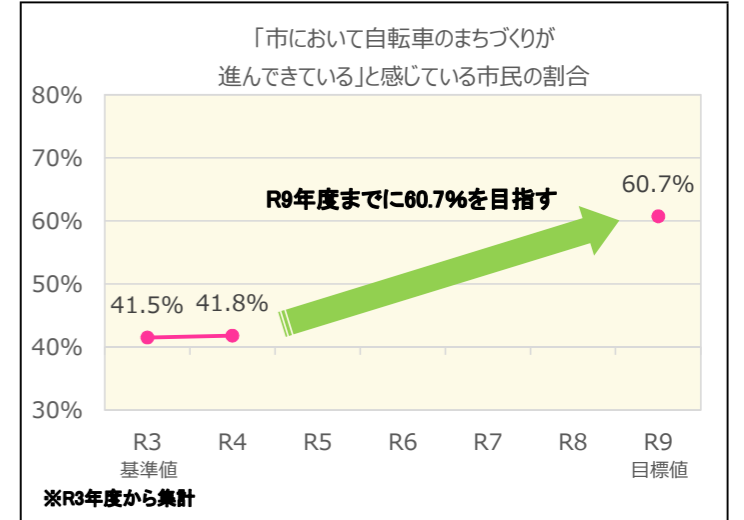
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H30	R1	R2	R3	R4
A 「市において自転車のまちづくりが進んでいる」と感じている市民の割合	↑	41.5	%	60.7	—	—	—	41.5	41.8
B ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新規ユーザー数	↑	21,231	人	42,462	7,385	9,582	14,192	21,231	27,041
C 自転車走行環境の整備割合	↑	26.9	%	59.2	16.3	21.5	23.1	26.9	30.1
D 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	83	台	62	257	158	131	83	94
E									

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	駅周辺放置自転車対策事業における執行体制の見直し
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)	
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】	
(目的) 「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。	
(成果) ①尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」への誘引を図るためのSNSについては、従来のTwitterに加え、Instagram及びnoteを開発した。また、ポータルサイト及び同SNSを用いて、無料の空気入れスポットや給水スポットを紹介するなど自転車であらゆるまちであること発信した。この結果、新規ユーザー数が前年から約1.2倍に増加した。(目標指標A・B)	
②電動アシスト付自転車を好きなポートで借りて好きなポートで返せるコミュニティサイクルについては、ポートの維持及び拡大に努めた結果、新たに54か所設置し、累計83か所(令和5年3月21日)となった。また、コミュニティサイクルについて、西宮市や豊中市など本市と同種のコミュニティサイクルがある近隣自治体と、より具体的な連携を行う目的で設置された協議会において課題の共有や意見交換を行い、豊中市と本市共同事業の検討を行った。(目標指標A)	
③自転車駐輪場の協定に基づく民間事業者の運営については、コミュニティサイクルのポート設置など、公益的な取組を進められるよう、協定内容の変更について当該民間事業者と協議を行った。	
(課題) ①ポータルサイトについては、更なる新規ユーザーの獲得とサイト内のコンテンツの充実を図るため、現状の当該サイトにおけるユーザーの利用状況を分析する必要がある。	
③コミュニティサイクルポートの設置や施設改修による利便性向上などの公益的な取組及び大規模修繕などの施設管理を進めるように協定内容の整理について継続協議が必要となる。	
④自転車活用による都市魅力の創造については、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられるなど様々な規制が緩和された後の取組の検討が必要である。	
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】	
(目的) 安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。	
(成果) ⑤自転車ネットワーク路線に位置付けている道路(道意線や尾浜区画第31号線他)の路肩に自転車レーンや矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(山手幹線)の歩道に歩行者の通行ルールを示すシールの設置など、合計2.76kmの整備を行った。路面着色のルールについてホームページ等による周知を図るとともに、自転車ネットワーク整備方針を改定し、自転車ネットワーク路線の追加や事業の進捗を図るための整備手法の見直しを行った。(目標指標C)	
⑥自転車関連事故の相手方である自動車の運転者に対して、自転車レーンを含む車道上に駐車することで自転車の安全通行を阻害し、自転車側がルールを守っていても危険と感じるケースがあることから、春及び秋の全国交通安全運動のチラシを活用した注意喚起を行った(主な配布先: 民間事業所、PTA連合会、老人クラブ連合会等、小中高等、配布枚数: 約1,850枚)。	
(課題) ⑤自転車ネットワークに位置付けている路線の整備率の向上を目指すとともに、自転車のルールの理解促進に向け、引き続き啓発活動を実施する必要がある。	
⑥自転車利用者が自転車レーンを含む車道を安全に、安心して、快適に通行できず歩道を通行することとなり、結果として、歩行者にも危険が及びかねないため、自転車の交通ルールについて、自動車の運転者に対しても、引き続き啓発を行う必要がある。	
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】	
(目的) 老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。	
(成果) ⑦指定管理者と協議のうえ対症療法による小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。	
⑧阪急塚口駅南駐輪場の老朽化状況を踏まえ、今後建替えを進めるにあたり、駐輪場機能の一部を阪急塚口駅前の複合施設内に先行して整備した(令和5年4月1日から仮設駐輪場約180台を含む約300台を収容予定)。	
(課題) ⑦⑧尼崎市市立駐輪場のうち、老朽化が進んでいる施設については建替え等の予防保全型の修繕が必要である。特に老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場については優先的に建替計画の策定が必要である。	
【迷惑駐輪対策の推進】	
(目的) 駅周辺の放置自転車の問題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。	
(成果) ⑨土曜日の放置自転車撤去については、令和元年度から実施しており、1駅の撤去平均台数が6割減少した。(目標指標D)	
(課題) ⑨新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、人の流れが増え、放置自転車が増加することが予想されるため、新たな撤去方法や駅周辺の夜間の放置状況を調査する必要がある。	

令和5年度の取組

【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】
①ポータルサイトについては、ユーザーの利用状況を分析するとともに、その結果に基づくサイト内の更新を行っていく。
①②④自転車活用による都市魅力の創造について、市内の見どころなどをポータルサイト等で市民に意見を募り、フィールドワークを行ったうえで学識経験者の助言も反映し、「散歩(=散歩するように自転車でゆっくりと巡る)マップ」を作成する。
②コミュニティサイクルについては、官民連携の協定の最終年度であり、移動利便性の向上、観光施策の展開等を含めた効果検証を行い、令和6年度以降のあり方について方針を決定する。
③大規模修繕を含む利用者の利便性向上となる施設改修や、稼働率向上につながるコミュニティサイクルポートの設置場所の確保など、内容を整理した協定の再締結を目指す。
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】
⑤長洲線などの自転車通行環境整備を早急に進めるとともに、近松線や阪神本線付属街路4号線の整備に向け関係機関との協議を進めていく。また民間事業所や学校などに向けた啓発活動を実施し、引き続き自転車のルールの理解を促進する。
⑥引き続き、警察と連携し、自動車の運転者に対して、自転車の安全通行を阻害する交通行動について啓発チラシを配布するとともに、必要に応じて尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく指導を行っていく。
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】
⑦⑧老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場については、阪急塚口駅南側駅前広場の整備と連携し、令和8年4月1日供用開始を目標とする駐輪場施設建替計画を策定するとともに、プロポーザル方式による事業者選定に向けて取組を進める。
【迷惑駐輪対策の推進】
⑨新たな自転車等の放置対策として祝日の撤去を試験的に実施し、更なる放置自転車の減少を図る。また、担当職員による駅周辺の夜間における自転車等の放置状況の調査を併せて実施する。

主要事業の提案につながる項目

【市立駐輪場の老朽化対策の推進】
⑦⑧老朽化が著しい阪急塚口駅南駐輪場について、民間活力等を活用した建替えによりイニシャルコスト等を低減させるとともに、事業者のノウハウにより利便性向上を図る。

6 評価結果

評価と取組方針
・コミュニティサイクルの更なる利便性の向上に向け、一部の返却ポートに集中することへの対策や自転車の不具合への対応等、運営事業者とともに今後のあり方について検討を進める。
・また、自動車の運転者に対しても、自転車の交通安全を阻害する交通行動について啓発することで、安全・安心な自転車走行環境を整える。
・阪急塚口駅南駐輪場の整備に向けては、駐輪場の老朽化対策はもとより、その他施設の合築などによる駅前の複数の課題解決や魅力の増進につながるような手法も視野に入れて検討を進める。
・駅前の放置自転車台数は着実に減少傾向にあるが、週末時の駅前や民有地における放置車両が多いことなど新たな課題が見えてきたことから、解決に向けた検討を進める。

令和5年度 施策評価表(令和4年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 09 - 03

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	03	ルール遵守やマナー向上
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H30	R1	R2	R3	R4
A 「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	↑	56.3	%	75.9	—	—	—	56.3	62.2
B 歩きタバコを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	—	32.3	35.7	43.9	55.8
C 駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	1	3	3	3	4
D 資源物の持ち去りを禁止する条例の認知度	↑	—	%	100	—	—	—	—	46.8
E 市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っている人の割合	↓	6.3	%	0	—	—	—	6.3	5.6

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

5 担当局評価

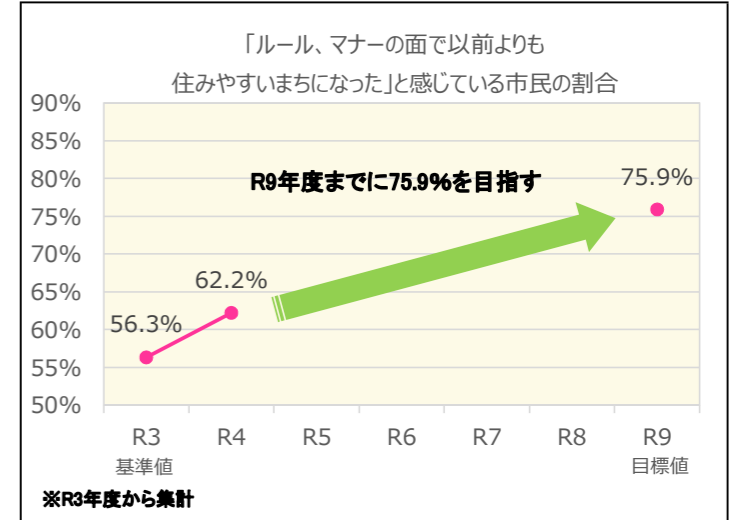
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和4年度実施内容を記載)

<p>【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 (目的) 現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。 (成果) ①「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」を所管する各部局で組織された「尼崎市マナー向上推進チーム」を設置し、取組状況や課題、今後の取組について情報共有を行い、各部局が主体性を持ち、連携を強化してマナー向上に取り組んでいくことを確認した。また「駅前クリーンキャンペーン」では「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」の各種ルール遵守やマナー向上に向け一体的に取り組んだ。(目標指標A) (課題) ①各種取組の実施状況等について、着実な進捗管理を行っていく必要がある。 ②マナー向上については、市民のモラルに基づくものであり一朝一夕には改善することが困難であることから、目標を明確にし、関係部局と連携を図りながら、市民の生活に根付かせるような取組を行っていく必要がある。</p> <p>【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 (目的) 歩きタバコの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。 (成果) ③たばこ対策の推進を図るため、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議(4回)を通じて、市内13駅前の路上喫煙禁止区域の指定に向けた進め方、指定時期の考え方を整理するとともに、市内灰皿設置状況の現地調査を実施し、令和4年度以降の主な取組項目のロードマップを整理した。そのなかで、エリアブランディングを進めている阪神屋敷駅や阪急塚口駅南における駅前喫煙所の設置等の検討を優先的に進め、令和5年3月30日に阪神屋敷駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、区域内に喫煙所を設置した。加えて、新たな駅前での路上喫煙禁止区域指定の拡大の検討を進めるとともに、市民等への喫煙に関するマナー向上と条例周知を目指して、市内13駅周辺では巡回啓発(延べ228回/年・月1回職員同行)を実施し、駅周辺等に年2回(5月、3月の各1か月間)受動喫煙防止等ののぼりを設置(105本)し、各地域等への啓発については、行事等でチラシやポスター等啓発物の配布や、市民等の協力を得ながら新たな啓発プレートの掲示(940枚)などを行った。また、市域内におけるたばこ対策の課題やあり方を踏まえるなかで、令和5年1月に大阪・関西万博を見据えた路上喫煙禁止区域の拡大のロードマップを整理した。(目標指標B・C) (課題) ③路上喫煙禁止区域においては、喫煙所以外で喫煙が行われているなどマナー違反に対する市民からの意見等があることから、啓発の強化が必要である。また、新たに禁止区域を指定する市内4駅について、地域等から意見を聞く中で、区域の範囲や喫煙場所の設定を行う必要がある。 ④市内全域における路上喫煙禁止も視野に入れた本市の考え方を整理する必要がある。また、その実効性を担保するための取組を検討していく必要がある。</p> <p>【廃棄物に関するルール遵守の推進】 (目的) 一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。 (成果) ⑤廃棄物の適正処理を推進するため、改正廃棄物条例において、ごみの分別排出義務や資源物の持ち去り禁止等を規定し、説明会や「家庭ごみべんりちょう」の配布など、様々な機会を通じ、改正内容や適正処理方法を周知するとともに、早朝ハトロール(7:00~9:00)を72回実施し、延べ530人の持ち去り行為者への声掛けなど、資源物の持ち去り禁止の周知を図った。また、効率的・効果的な周知を目指す中、駅前での清掃活動にあわせ、ポイ捨て、フードロス、たばこ対策、歩きスマホ等の啓発を同時に行う「マナー向上キャンペーン」を新たに実施(2回・242人)するとともに、市民ボランティアによる駅前定期清掃活動(8駅・各駅年2~3回)における1回あたりに回収した、たばこのポイ捨て数は、前年度比50%減の390本となるなど、成果を上げつつある。(目標指標D) (課題) ⑤改正条例について、更なる周知を図るとともに、資源物の持ち去りについて、生活困窮のために行っているケースへの丁寧な対応に加え、繰り返し行うなど、悪質なケースに対する取組が必要である。また、ごみの分別の徹底やポイ捨ての根絶に向け、更なる取組を進める必要がある。</p> <p>【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 (目的) 幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。 (成果) ⑥道路交通法などの法令遵守を中心に、自転車交通安全教室や事故データ分析に基づく事故防止対策に取り組んできた結果、令和4年の自転車関連事故は485件(前年比64件減)と、記録が残っている昭和46年以降、過去最少となった。(目標指標A) ⑦事故につながるおそれのある「歩きスマホ」の対策として、大阪大学との連携による仕掛学((意識的に)ついついとなる仕組みを作る)を用いた「選挙ポスター掲示場風看板」の設置や、JR西日本・警察と連携した著名人による「1日駅長キャンペーン」の実施等により、市内鉄道主要駅(3駅)で歩きスマホを行っている人の割合が5.6%となった。(目標指標E) (課題) ⑥かつてないほど自転車関連事故が減少していることから、事故が増加しないよう事故防止を目的とした継続した取組が必要である。また、ファミリー世帯の定住・転入を阻害している要因のひとつである自転車の交通安全について、他のマナー対策を所管する部署と連携し、取り組んでいく必要がある。 ⑦仕掛学による歩きスマホを行う人に対する効果は徐々に薄れていくことから、継続した取組を行っていく必要がある。</p>

3 主要事業一覧

令和5年度 主要事業名	
1	マナー向上のための取組の実施(マナー向上推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和4年度 主要事業名	
1	歩きスマホに対するマナー向上の取組(交通安全推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ等



<p>令和5年度の取組</p> <p>【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 ①「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」のマナーについて総括的役割を担う「マナー向上推進担当課」を新設し、各マナー対策を所管する部局の一体的な取組を推進する。また、市民にも分かりやすい目標設定を行った上で、確実にPDCAサイクルを回し、これまでの知見やノウハウを活かして、効率的・戦略的な取組を実施していく。 ②マナー向上のためには、市民の日常の習慣となることが何より重要であることから、キックオフイベントをはじめとする各種啓発キャンペーンの実施など、市民運動として全市的に展開していく取組及び有名声優の音声を活用したマナー向上の呼び掛けや啓発ポスターの掲示など、市民生活の様々な場面で啓発を行い、市民等のマナー意識の醸成を図っていく。</p> <p>【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 ③喫煙禁止区域については、現在の路上喫煙禁止区域内におけるマナーの徹底及び新たに市内4駅に地域ごとの課題や特性に応じた路上喫煙禁止区域の指定拡大を図る。また、令和6年度に禁止区域に指定する予定の駅についても同様に調査・検討を進めていく。 ④たばこ対策については、新たに会議体を設置し、大阪・関西万博を見据え、本市の路上喫煙禁止に向けた方向性の整理を行うとともに、条例に過料徴収の項目を追加することなども含め、実効性を担保できる取組についても検討する。</p> <p>【廃棄物に関するルール遵守の推進】 ⑤資源物の持ち去りについて、市内全域でのハトロールの実施など、周知啓発を充実するとともに、生活困窮のために行っている者に対しては、相談先の紹介など、福祉的側面を意識した取組を継続する一方、違反事例については、職員による啓発指導を行うほか、悪質事例については、行政指導に加え、命令や罰則適用も視野に入れ、対応する。また、ごみの分別やポイ捨て禁止について、リーフレットやポスターによる周知を行うとともに、昨年度開始した「マナー向上キャンペーン」を拡充し、6か所の駅前で実施するほか、分別排出ルールが遵守され、適正な管理が行われている共同住宅のごみ集積施設を優良管理集積施設として認定する、新たな制度の浸透を図る。</p> <p>【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】 ⑥引き続き、警察から提供された事故データを活用し、自転車の交通ルール遵守・マナー向上を図る取組を実施するとともに、関係部局と連携し、市民の更なる交通安全意識の醸成につなげていく。 ⑦令和5年度は阪神尼崎駅にて、仕掛学を活用した歩きスマホ対策に取り組む。また、令和4年度に実施したJR尼崎駅においても、引き続き啓発キャンペーンを実施し交通安全意識の定着を図る。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p>

6 評価結果

<p>評価と取組方針</p> <p>・本市の課題である「ファミリー世帯の転出超過」の要因の一つである、たばこ・ごみ・自転車マナーなど、住民のマナー改善に向けては、各種啓発キャンペーンを一体的に実施するなど組織横断的に連携を図りながら取組を進めていく。</p> <p>・たばこ対策については、駅前のブランディングを進めるといった視点も持ちつつ、路上喫煙禁止区域の拡大を速やかに進めるとともに、同区域における喫煙所のあり方などを改めて検討していく。あわせて、令和7年の大阪・関西万博の開催を見据え、過料に関する規定の整備なども含めた多角的な対策を検討していく。</p>
